

業務委託契約書

委託者である東京反訳株式会社（以下「東京反訳」という。）と
受託者である（以下「ワーカーさま」という。）は、業務委託契約（以下「本契約」という。）を次の様に締結する。

第1条（業務委託合意）

東京反訳は、ワーカーさまに対して、第2条に定める業務を委託することとし、ワーカーさまはこれを受託する。

第2条（委託範囲）

東京反訳は、ワーカーさまに対し、以下の業務（以下「本委託業務」という。）を委託し、ワーカーさまはこれを受託する。

- （1）音声を文字に起こす業務（文字起こし・テープ起こし業務）
- （2）翻訳業務
- （3）文字化された文書を要約する業務
- （4）動画用の字幕データ作成、動画字幕（テロップ）入れ業務（動画字幕作成業務）
- （5）文字データを入力しデータ化する業務（データ入力業務）
- （6）原稿作成や文書の編集等、執筆に関する業務
- （7）音声、会話を録音する業務
- （8）その他弊社のサービスに準ずる業務

第3条（仕様）

本委託業務の仕様は、原則東京反訳の作成するワーカーマニュアルに準拠するものとし、マニュアルに記載のない仕様、納期、委託料、その他の事項についての明細は、本委託業務の個別案件ごとにスタッフマイページ上または同等の方法にて取り決めをする。

第4条（本委託業務の成立）

本委託業務の成立は、東京反訳がスタッフマイページまたは同等の方法により、ワーカーさまに対し、注文依頼を行い、ワーカーさまがこれに承諾する方法により成立する。

第5条（成果物の納入）

1. ワーカーさまは、本契約に基づき納入すべき成果物を、スタッフマイページ上、または東京反訳の指定した様式及び方法で納入する。納入に際し発生した費用（インターネット通信費等）はワーカーさまの負担とする。
2. ワーカーさまが、本委託業務の個別案件ごとに取り決めた納入期日までに成果物を納入できないことが予想される場合には、速やかにその旨を東京反訳に通知し、東京反訳の指示を受けるものとする。
3. 納入遅延により、東京反訳が損害を被った場合、東京反訳はワーカーさまに対して、その補償を請求することができる。補償額、補償内容については両者協議して決定するものとする。

第6条（検収）

1. 東京反訳は、成果物の納入を受けたときは、成果物がワーカーマニュアル及びその他所定の仕様に沿っているか、速やかに検査を行い、検査の結果をワーカーさまに通知する。
2. 前項の検査に合格したときをもって、本委託業務の完了とし、検収とする。
3. 検査の結果が不合格の場合、ワーカーさまは、東京反訳の指示に基づき、速やかに修正をしたうえで、東京反訳の再検査を受けるものとする。
4. 東京反訳がワーカーさまに検査の結果を通知しないまま、納品した月の翌月8日の期間が経過したときは、検査に合格したものとする。

第7条（報告）

1. ワーカーさまは、本委託業務が完了したときは、速やかに、スタッフマイページまたは同等の手段により、東京反訳に完了の報告を行うものとする。
2. ワーカーさまは、東京反訳から要求された場合、本委託業務の進捗状況を報告する義務を負う。

第8条（業務委託料の支払い）

1. ワーカーさまは、本委託業務の検査合格後、委託料の支払いを請求する請求書を東京反訳に電磁的方法にて送付する。
2. 東京反訳は、前項に基づく請求書を受領した月の翌月末日までに、本委託業務の委託料をワーカーさまが指定する金融機関の口座に振込送金する方法により、ワーカーさまに支払う。ただし、支払日が土曜日、日曜日、祝日その他の金融機関休業日にあたる場合には、その前営業日までに支払う。
3. 前項の支払いに要する振込手数料は、東京反訳が負担する。

第9条（相殺）

東京反訳は、ワーカーさまから支払いを受けるべき債権がある場合には、ワーカーさまへの本契約に基づく債務と対当額で相殺することができる。

第10条（遅延損害金）

ワーカーさままたは東京反訳が、本契約に基づく金銭債務の支払いを遅延したときは、相手方に対し、支払期日の翌日から完済に至るまで、法定利率による遅延損害金を支払うものとする。

第11条（途中終了時の委託料）

本契約が途中で終了した場合には、東京反訳は、ワーカーさまに対し、それまでに遂行された委託業務の完成割合に応じた委託料を支払うものとする。ただし、途中終了について、ワーカーさまの責に帰すべき場合には、この限りではない。

第12条（契約不適合責任）

1. 東京反訳は、成果物が契約の内容に適合しないものであるときは、ワーカーさまに対し、相当の期間を定めて、成果物の修補による履行の追完、または委託料の減額を請求することができる。
2. 前項の規定は、東京反訳が、成果物が契約の内容に適合しないことを理由とした、損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
3. 東京反訳が、成果物が契約に適合しないことを知ったときから、6か月以内にその旨をワーカーさまに通知しなかった場合には、東京反訳は前1項の規定に基づく、履行

の追完の請求、委託料の減額請求、及び契約不適合を理由とした損害賠償請求をすることができない。

第13条（品質保証）

ワーカーさまは、東京反訳に対し、成果物について、次の各号を保証する。

（1）東京反訳の指示する仕様に合致しており、東京反訳の要求を満足する品質を保持するよう努めること

（2）東京反訳から成果物に関するフィードバックがあった場合は、真摯に受け止め、以後の品質向上に努めること

第14条（知的財産権）

1. 本委託業務の遂行の過程で行われた発明及び創作等によって発生した知的財産権（ノウハウを含む。）については、全て東京反訳に帰属させるものとする。

2. ワーカーさまは、東京反訳に対して、本委託業務の遂行の過程で得られた著作物にかかる著作人格権を行使しないことを約する。

3. 両当事者は、前2項に定める知的財産権の帰属及び著作人格権不行使の対価が委託料に含まれていることを相互に確認する。

第15条（所有権）

成果物の所有権は、ワーカーさまから東京反訳に対する成果物の納入と同時に、ワーカーさまから東京反訳に移転する。

第16条（再委託の禁止）

ワーカーさまは、本委託業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

第17条（権利義務の譲渡等の禁止）

ワーカーさままたは東京反訳は、事前に相手方から書面による承諾を得た場合を除き、本契約に基づいて発生する相手方に対する権利及び義務並びに本契約上の地位を、第三者に譲渡、承継もしくは移転し、または担保の用に供してはならない。

第18条（秘密情報）

本契約における秘密情報とは、本委託業務を遂行するために、東京反訳がワーカーさまに開示する全ての情報（技術上または営業上の情報、本契約の存在及び内容その他一切の情報）をいう。

ただし、開示を受けた当事者が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、次の各号の情報については、この限りではない。

- （1）開示を受けたときに既に保有していた情報
- （2）開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- （3）開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、または創出した情報
- （4）開示を受けたときに既に公知であった情報
- （5）開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

第19条（秘密情報の取扱い）

1. ワーカーさまは、東京反訳から開示を受けた秘密情報を厳重に保管・管理するものとする。
2. ワーカーさまは、事前に東京反訳から書面による承諾を得た場合を除き、秘密情報を第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、裁判所からの命令、その他法令に基づき開示が義務づけられる場合はこの限りではない。
3. ワーカーさまは、前項ただし書きに従い、秘密情報を第三者に開示する場合には、事前に東京反訳に通知するものとする。

第20条（秘密情報の返還）

ワーカーさまは、本契約が終了したときは、秘密情報（複製された場合はその複製物も含む）を、東京反訳の指示に従い返還または破棄しなければならない。破棄をする場合は、以下の各号のとおり実施する。

- （1）特段の指示がない場合は、本委託業務の個別案件終了後1カ月以内に返還または破棄を実施する
- （2）デジタルデータを破棄する場合は、データ消去ソフト等を利用して、データを復元不可能な状態として破棄をする
- （3）USBメモリやHDD等の媒体を破棄する場合は、物理的に破壊するか、データ消

去ソフト等を利用して、データを復元不可能な状態として破棄をする

(4) 紙媒体を破棄する場合は、シュレッダー（クロスカットのもので、カットの細かいものを推奨）を利用して、復元不可能な状態として破棄をする

(5) データ破棄証明書を書面または電磁的方法により東京反訳に提出する

第21条（情報セキュリティ）

ワーカーさまは東京反訳に対し本契約締結に伴い情報セキュリティについて、次の各号を遵守する。

(1) 東京反訳が年に1回以上実施する「セキュリティチェック」に協力し、セキュリティチェックに問題があると判定された場合は、改善活動に協力すること

(2) ワーカーさまは情報セキュリティ上の問題（情報漏洩、ウイルス感染、その他情報セキュリティ上の脅威）が生じた場合、または生じた可能性がある場合は、速やかにその旨を東京反訳に連絡をして指示を受けること

(3) ISO27001（ISMS）及びJIS Q 15001（プライバシーマーク）の要求事項である委託先の監督（供給者管理）に基づき、情報セキュリティ上の監査が必要と判断された場合は、ワーカーさまの作業環境（作業PC、作業場所、データの管理方法等）についての監査に協力すること。監査によって問題があると判定された場合は、改善活動に協力すること

(3) ソーシャルメディアを利用する場合は、別紙「東京反訳ソーシャルメディアガイドライン」を遵守すること

(4) 東京反訳より知り得た情報を不当に利用して利益を得る行為（インサイダー取引に該当する行為、または同等の行為）を行ってはならない

第22条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1カ月前までに、東京反訳及びワーカーさまのいずれからも契約を終了する旨の書面または電磁的方法による申出がなされない場合は、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第23条（中途解約）

東京反訳は、本契約期間中であっても、1カ月以上の事前予告を書面または電磁的方法

でワーカーさまに通知することにより、本契約を解除できる。ただし、本契約を解除した場合であっても、それまでに遂行履行された委託業務の完成度の割合に応じて委託料を支払う義務を負うものとする。

第24条（契約の解除）

1. ワーカーさままたは東京反訳に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、相手方は、本契約を直ちに催告なく解除することができる。

（1）関係官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けたとき

（2）支払い停止または支払い不能の状態に陥ったとき、もしくは、手形、小切手の不渡りを発生させたとき

（3）仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立または公租公課の滞納処分を受けたとき

（4）破産、民事再生、会社更生の手続開始申立があったときもしくは清算のとき

2. ワーカーさままたは東京反訳は、相手方が本契約に違反し、相当の期間において催告したにもかかわらずこれを是正しないときは、本契約を解除することができる。

3. ワーカーさまより東京反訳に対して、契約の解除を申し入れ、東京反訳がこれを受理した場合、本契約を解除することができる。

4. 東京反訳は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、本契約を解除する場合がある。

（1）東京反訳より注文依頼をするが、1年以上ワーカーさまの都合により注文依頼を受けていただけない場合

（2）登録されているワーカーさまの連絡先に不備があり、東京反訳からの一切の連絡が取れなくなった場合

第25条（損害賠償責任）

東京反訳またはワーカーさまは、相手方の本契約違反により損害を被ったときは、相手方に対し、その賠償を請求することができる。

第26条（個人情報保護）

1. 東京反訳またはワーカーさまは、相手方から個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定めるものをいう。）を受領した当事者は、個人情報を、秘密として

保持し、開示当事者の事前の書面による同意がある場合を除き、第三者に提供、開示、漏洩等をしてはならない。

2. 受領当事者は、本契約に関連して相手方から受領した個人情報について、本契約に基づく委託業務の遂行目的以外の目的に使用してはならない。

3. 受領当事者は、個人情報保護に関する各種法令及びガイドラインを遵守するものとし、また、開示当事者からの要請に応じて、遵守状況を報告しなければならない。なお、開示当事者が、必要と判断した場合には、その遵守状況について、必要な監査及び是正要請を行うことができる。

第27条（反社会勢力の排除）

1. ワーカーさま及び東京反訳は、本契約締結時現在において、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ・特殊知能暴力集団・暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び、次の各号の關係に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたつて該当しないことを確約する。

（1）反社会的勢力等によって、その經營を支配される關係

（2）反社会的勢力等が、その經營に實質的に關与している關係

（3）自社もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える等、反社会的勢力等を利用している關係

（4）反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供する等の關係

（5）役員等の反社会的勢力等との社会的に非難されるべき關係

2. ワーカーさま及び東京反訳は、自ら、その役員等または第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを誓約する。

（1）暴力的な要求行為

（2）法的な責任を超えた不当な要求行為

（3）取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

（4）風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方当事者の信用を毀損し、または相手方当事者の業務を妨害する行為

（5）その他前各号に準ずる行為

3. いずれかの当事者において、前2項のいずれかに違反した場合、相手方当事者は、催告なしで本契約を直ちに解除できるものとする。

4. 本条の規定により本件契約が解除された場合には、解除された当事者は、解除により生じる損害について、解除した当事者に対し一切の請求を行わない。

第28条（契約関係の確認）

東京反訳及びワーカーさまは、本契約が「労働派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に規定される派遣先及び派遣元としての関係、雇用関係及び代理関係その他の本契約に明示的に定めのない契約関係を生じさせるものでないことを確認する。

第29条（不可抗力免責）

1. 天災地変、戦争、暴動、内乱、延焼による火災、洪水、法令の改廃制定、停電、公権力の介入、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故、感染症の蔓延その他自己の責に帰すべからざる事由より本件契約上の義務の履行が妨げられた場合、各当事者は、当該事由に基づく本件契約上の義務の不履行について、損害賠償責任その他一切の責任を負わない。

2. 前項の場合、本件契約上の義務の履行が妨げられた当事者は、速やかに相手方に通知する。

第30条（存続条項）

本契約の終了後も、第12条（契約不適合責任）、第14条（知的財産権）、第15条（所有権）、第17条（権利義務の譲渡等の禁止）、第18条（秘密情報）、第18条（秘密情報の取扱い）第21条（情報セキュリティ）の内（3）及び（4）、第25条（損害賠償責任）、第26条（個人情報保護）、第27条（反社会勢力の排除）、第32条（準拠法及び専属的合意管轄） 規定は有効に存続する。

第31条（協議解決）

本契約に定めのない事項及び、各条項の事項について解釈上の疑義が生じた場合には、東京反訳、ワーカーさま両者誠実に協議し、解決に努めるものとする。

第32条（準拠法及び専属的合意管轄）

本契約は、日本法を準拠法とし、本契約に関連して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約成立の証として、本契約書を電磁的に作成し、東京反訳、ワーカーさま両者にて署名又は記名及び捺印に代わる電磁的処理を施し、双方保管するものとする。

年 月 日

委託者：

東京都豊島区南池袋3-13-15

東伸ビル4F

東京反訳株式会社

代表取締役 吉田 隆

受託者：

住 所：

名 前：

東京反訳ソーシャルメディアガイドライン【別紙】

このガイドラインは、東京反訳の業務に従事する方に、ソーシャルメディアに参加する際に守っていただきたい基本原則を記載したものです。ここで言うソーシャルメディアとは、ブログ、掲示板、YouTube、LINE、Facebook、Twitter、Instagram、TikTok等を指します。東京反訳ではお客さまからお預かりした機密性の高いデータ（音声データ、動画データ、その他お預かりした一切のデータ）を利用して作業を行います。インターネット上での発言が原因となって、お預かりしたデータの内容やお客さまに関する情報が漏洩することがあれば、東京反訳の社会的信用は損なわれ、会社存続にも関わる大きな問題となり、東京反訳及び書き込みを行った本人が損害賠償の責任を問われます。

1. インターネットのリスクを理解してください

- ・投稿した発言は、瞬時に拡散します
- ・投稿した発言は、インターネット上の多くの人々が閲覧可能です
- ・完全な匿名は存在しません。捜査機関やプロバイダーの協力を得ずとも、普段の発言やソーシャルメディアの交友関係から、個人が特定できる可能性はゼロではありません
- ・投稿した発言は、半永久的に保存されます
- ・インターネット上に公開された情報は完全には削除できません。たとえ、自らの投稿そのものを削除したとしても、第三者による投稿のコピーや保存が残ります

2. 投稿のガイドラインを遵守してください

- ・業務上知り得た個人情報や秘密情報（案件内容、お客さまの情報、東京反訳の情報）を発信しないこと
- ・東京反訳の仕事を請け負っていること、東京反訳との関係があることを発言しないこと
- ・お客さまや東京反訳、他のスタッフの不利益になるような発言をしないこと
- ・お客さまや東京反訳に関する写真（場所、建物、人物等）の写真を投稿しないこと

3. 当ガイドラインに違反した場合

- ・インターネット上にて上記個人情報や秘密情報の漏洩に繋がる発言等が見つかった場合は、直ちに書き込み情報の開示請求や削除依頼等取るべき措置が取られます
- ・当ガイドライン違反、また個人情報や秘密情報の漏洩により損害が発生した場合、お客さま及び東京反訳が被った損害について損害賠償責任を請求する場合があります。